

第58回品質保証検討会 議事録

1. 開催日時：2020年8月24日（月）13時30分～15時30分
2. 開催場所：一般社団法人 日本電気協会 4階 D会議室（Web会議併用）
3. 出席者：（敬称略，順不同）
出席委員：鈴木^哲主査(創発ラボ)，秋吉副主査(原子力安全推進協会)，岡部(IHI)，
永尾(三菱電機)，工藤(東芝エネルギーシステムズ)，千葉(日立GEニュークリア・エナジー)，
花岡(三菱重工業)，荒石(中国電力)，安部(電源開発)，坂本(四国電力)，
島津(北海道電力)，鈴木^{直人}(中部電力)，辰巳(北陸電力)，
富澤(日本原子力発電)，西田(東京電力HD)，濱田(九州電力)，
水嶋(東北電力)*¹，大牟田(三菱原子燃料)，益子(原子燃料工業)，
梁井(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)，久保田(日本原燃)，
渡邊^邦(原子力安全推進協会)，(計22名)
代理委員：竹内(関西電力，木橋委員代理) (計1名)
(小計23名)
常時参加者：上田(三菱重工業)，倉林(原子力安全推進協会)，首藤(電源開発)，
山下(原燃輸送)，早瀬(電力中央研究所)，藤巻(原子力安全推進協会)
(計6名)
欠席委員：新田(富士電機)，薄井(日本原子力研究開発機構)，中條(リサイクル燃料貯蔵)
(計3名)
○事務局：寺澤，田邊(日本電気協会) (計2名)
(出席者合計31名)

*1：5(4)議題の途中より出席。

4. 配付資料
資料No. 58-1 原子力規格委員会 品質保証検討会 名簿 (案)
資料No. 58-2 第57回品質保証検討会 議事録 (案)
資料No. 58-3-1 日本電気協会 原子力規格委員会 第74-2回 JEAC4111-20XX
書面審議
資料No. 58-3-2 上程版「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」
JEAC 4111 20XX概要説明
2020年6月29日 R.1 8月24日品質保証分科会
資料No. 58-3-3 原子力安全のためのマネジメントシステム規程JEAC 4111 20 XX
資料No. 58-3-4 附属書1 根本原因分析に関する要求事項
資料No. 58-3-5 附属書2 安全文化及び安全のためのリーダーシップに関する
適用ガイド
資料No. 58-3-6 附属書3 改善措置活動CAP に関する適用ガイド
資料No. 58-3-7 附属書4 (参考) 品質マネジメントシステムに関する標準品質保証
仕様書
資料No. 58-3-8 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討 (案) 1～3章
資料No. 58-3-9 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討 (案) 4～6章
資料No. 58-3-10 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討 (案) 7章
資料No. 58-3-11 品管規則に対する JEAC4111 20 XX 検討 (案) 8章
資料No. 58-3-12 附属書-1 「根本原因分析に関する要求事項」 新旧比較表
(JEAG4121-2015 ベース)

資料No. 58-3-13 JEAC4111 20XX 附属書-4(参考)「標準品質保証仕様書」
新旧 比較表 (案)

58-参考-1 第74-2回原子力規格委員会 議事録 (案)
58-参考-2-1 学協会規格に関する今後の事業者の取り組みについて2020年3月26日
電気事業連合会
58-参考-2-2 原子力関連学協会規格に対する事業者の取り組みについて 2020.7
電事連 原子力部
58-参考-2-3 学協会規格リスト(日本電気協会)

5. 議事

事務局から、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

- (1) 代理出席者、常時参加者、説明者、オブザーバの承認、定足数確認、配布資料確認等
代理出席者1名の紹介があり、主査により承認された。確認時点で、代理出席者を含め22名が出席で、議案決議に必要な出席数(委員の3分の2以上)を満たしていることが確認された。また、本日の説明者及びオブザーバの主席は無い事を報告した。次に、事務局から配付資料の確認があった。
- (2) 検討会委員及び常時参加者の変更
 - 1) 検討会新委員及び検討会委員の変更
事務局より、資料No. 58-1に基づき、検討会新委員及び検討会委員変更の紹介があり、新委員については品質保証分科会で承認されており、新委員候補については次回品質保証分科会で承認される予定である。
【検討会新委員】
 - ・ 永尾 新委員 (三菱電機)
 - ・ 梁井 新委員 (グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)**【検討会委員の変更】**
 - ・ 木橋 委員 (関西電力) → 竹内 委員候補 (同左)
 - 2) 常時参加者の変更及び承認
事務局より、資料No. 58-1に基づき、常時参加者2名の変更の紹介があり、主査により承認された。
 - ・ 岩崎 常時参加者 (東芝エネルギー・システムズ) → 上田 常時参加者候補 (同左)
 - ・ 千種 常時参加者 (原燃輸送) → 山下 常時参加者候補 (同左)
- (3) 前回議事録の確認
事務局から、資料No. 58-2に基づき、前回議事録案を紹介し、最終版とすることを、挙手及びWeb機能により決議し、承認された。また、事務局から、58-参考-1に基づき、第74-2回原子力規格委員会議事録案の紹介があった。
- (4) JEAC4111-20XX「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」上程案書面投票コメント対応等について
 - 1) JEAC4111の上程案に対する原子力規格委員会書面投票コメント対応結果について
委員から、資料No. 58-3-1及び資料No. 58-3-3に基づいて、JEAC4111上程案に対する

原子力規格委員会書面投票コメント対応結果について、説明があった。

審議の結果、今回の変更案で品質保証分科会に上程することで承認された。

<主な説明>

- ・6月29日に開催した第74-2回原子力規格委員会で、JEAC4111の書面投票について審議の結果、可決され6月30日から7月20日まで書面投票が実施された。
- ・書面投票の結果、反対票が入ったので、1回目のコメント回答を作成し提出した。
- ・1回目のコメント回答について更にコメントが出されたので、それに対するコメント回答を作成し提出した。
- ・現在2回目のコメント回答の対応待ちの状態となっている。

<主な意見・コメント>

- ・今回出されているコメントに関して、「このような記載があるので、混乱は生じないと判断しています。」とか、「ここに記載があるので、意図は十分伝わらと思う。」の記載に加えて、「混乱は生じないと判断しているが、講習会を通して理解を深めていく。」などの補足を入れたいどうか。
 - ・資料No. 58-3-1のコメントNo. 16に関して、言葉の定義から始めて、(8)①のコメントを頂いているにも関わらず、あまり明確な回答をしていないので、ここには例として、リスク情報の定義にあるように、リスク情報はISOのプロセスリスクを含むが、個々のリスクにおいて、これはISOのプロセスリスクの対応、これはPRAの対象リスクと分けられるものではなく、ISOの対象となるようなプロセスリスクでもPRAの対象になるものもあれば、ISOのプロセスリスクへの対応がどこまで輻輳するかでまた、PRA評価が必要な場合も生じる。従ってご意見を反映すると、今後のリスクへの混乱を生じさせる可能性が大きく、対応はできませんと言うコメントになるかと考える。つまり、リスクに関して、PRAによるものなのかISOによるものなのか明確にしると言うコメントなので、それは出来ないと言う事を反論しておいた方が良く考える。
- 1つ目の質問に関しては、これはコンセンサスを得ているので問題ありませんと言う事が、実運用にあたり不都合を生じる恐れがあると言うところに対しては、運用に携わる者が分科会委員として入っていて、良いと言うのだから問題ないと言う解決の仕方を取れるのだが、意見を聞きたい。
- ・第2回目の回答を返す時に、最初に講習会とか、質疑応答のシステムがあるという回答案を書いたが、いらないうるという意見があったので削って出した。次にコメントが来れば、そのようなことで対応することも考えられる。
 - ・この様な表現が許されるかなのだが、コメントのCAPとか構成管理とかは電事連を通して全事業者がコミットしている話なので、我々はこれを受けて追加要求事項としたと言うのが事実であると言う事を回答に書いて、但し、CAP、構成管理については追加要求事項とした。基本的にISOを基本とするかしないかと言う事はここで答える必要は無いと思うが、そのためにCAP、構成管理について記載の追加を実施した。なお、JANSIの運用ガイドについては限定的な開示となっている。このことを書けば良いかと考える。
- 丁寧に書けばそう言うことだと思いが、次にコメントが来たら書いても良いが、規格は電気事業者だけのものではなく、その他5事業者に係っている。電事連がコミットメントしたと言う事は、我々も知っているし、それも参考にして書いたが、我々は規格委員会の立場で自主的安全性向上を推進する立場に立って作ったと言う事で、自主的安全性向上にはリスク情報への対応が色濃くあるので、リスク情報を活用すること、それを支える構成管理、CAPを活用するものとしてガイドに書いたという流れだと考える。したがって、電事連については、「なお電事連は～」と言

う表現になると考える。

- ・構成管理、CAPを活用するものとしてガイドに書いたと言う事をまず書いて、我々が4年間かけてやってきたことなので、電事連はコミットメントを書く。
- ・今日の会議ではコメント回答を変えると事なのか、次のコメントが来たら変えると言う事なのか。

→2回目の回答で既に出したものを変わるつもりは無い(主査)。我々としてできる限りのことをしたと言う事だ。

- ・先ほど出た講習会の話だが、講習会を行うという書き方が難しいと考える。つまり、講習会が無いとJEAC4111の内容がちゃんと伝わらないと言うふうにとらえられると、これもまたおかしな話で、コメントにあったのは、講習会ではなく、規格を読んだら分かるというのが趣旨なので、実際講習会があるのは効果としてはプラスなのだが、それが有るのだから良いではないかと言うふうにならないようにしないと、逆にそれにコメントが付く可能性がある。

→その通りで、先ほど2回目のコメント回答で最初は書いたが削除して出したのはそのこともあってのことだ。

- ・資料No. 58-3-1のコメントNo. 16に関しては、「注記1はPRAで言うリスクで」とコメントに書いてあるが、基本的に解釈が間違っており、PRAの事は書いて無くリスクについて書いてあるだけなので、回答として解釈が違いますと書いても良いが、そのことを説明する回答としている。
- ・資料No. 58-3-1のNo. 16のコメントでリスクに対して、ISOのリスク、PRAのリスクと分けて書いてあるが、基本的に解釈が違うので回答にその旨を記載しても良いかと考える。
- ・確認したいのだが、今回のコメント回答は、分科会会長が確認し、既に委員に配布済みのものであるが、一旦差し止めて書き直して分科会長の確認を得て出すと言う事なのか。

→そのプロセスを取らざるを得ないと考える。この場合は議事録に止めておいて、追加のコメントが来たらそのような対応を検討する。

- ・2回目で既に出した回答を変更するつもりはない(主査)。出したものに追加のコメントで新しいコメントを出されても対応はできない。事業者間で調整するのは良いかもしれないが、規約にそんなことは書かれていない。追加で3回目のコメントが来たなら、丁寧に説明するのは当然と考えるが、現状追加コメントが来ていない段階で、この場で議論しても仕方ないと考える。
- ・今回の修正案における本文で説明したものに対して、次回の分科会までに編集上の修正が発生した場合には、主査に判断を一任する条件で上程する。加えて、規格の本文の42頁(8)①の3.24参照は、3.23参照の誤記なので修正する。と言う事で今回の案で分科会に上げることについて決議する。

- ・特に異論がなかったため、今回の変更案で品質保証分科会に上程することを、挙手及びWeb機能により決議した結果、承認された。

2) 「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」概要説明について

委員より、資料No. 58-3-2に基づいて、「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」概要説明について説明があった。

<主な説明>

- ・資料No. 58-3-2に関して内容は特に変更なく、2頁のスケジュール案の10月5日に原子力規格委員会に再上程することを追加したのみである。

<主な意見・コメント>

- ・反対票が取り下げられれば、再上程ではなく書面投票は可決と言う事になる。
 - ・確認だが、反対が取り下げられたら、承認となり、今回のコメントに基づいて修正した部分は、編集上の修正の範囲かと言う事は、最終的には3役のご判断と言う事になるのか。
- 事務局だが、その通りだ。

(5) その他（事務局報告事項）

1) 学協会に関する今後の事業者の取り組みについて

事務局より、資料No. 58-参考2-1から資料No. 58-参考2-3に基づいて、学協会に関する今後の事業者の取り組みについて報告があった。

<主な意見・コメント>

- ・これは、電事連と言う一つのセクターの考えであって、規格委員会の規約の基本方針がホームページに載っていて、その中に公平性と言うのがあり、「特定の個人、企業、業界の利益に偏らないものであること」という事が有るので、我々はそれでやると言う事でよいかと考える。
- ・資料No. 58-参考2-1の資料でなぜJANSIが行っていたことを直接事業者がやることになったかと言う所で、規格担当の部署がJANSIに有り、この部署の所をJANSIと示している。品質保証検討会もJANSIの方が担当しているが、それが無くなるという事ではないので、今回の説明とは異なる形となる。

2) 功労賞について

事務局より、本年度の原子力規格委員会功労賞は、品質保証検討会の工藤委員(東芝エネルギーシステムズ)が受賞したとの報告があり、皆で祝意を表した。

以 上